

福島県商工労働部長 飯塚 俊二 様

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金
に関する要望書

平成29年8月9日

福島県商工会連合会
会長 轡田 倉治

公益社団法人福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同于一ム)
理事長 福井 邦顕

はじめに

東日本大震災から6年4か月が経過し、今春には新たに4町村の避難指示が解除されました。

すでに避難指示が解除された地域でも住民の帰還率は依然として低く、原発事故により失われた経営環境は未だ震災前には及ばず、被災地域での事業再開に二の足を踏む事業者は少なくありません。

まちが賑わいを取り戻すためには、住民が安心して帰還できる環境の整備はもちろんのこと、被災地域における商工業の再生が重要であり、避難指示の解除が進む中、ふるさとに戻って生活基盤の再生を図る事業者に対しては、その気持ちに寄り添った力強い支援が求められています。

被災12市町村内の事業再開等推進を目的とした施策は、帰還再開への意欲ある事業者に対しても大きな望みであり、すでに施策を活用した事業者の成功事例も報告されています。

他方で、避難指示が解除された地域での事業再開等を強く希望しながらも採択に至らなかったことで、事業再開等に対して不安を抱く数多くの事業者の声も届いております。

つきましては、被災地域における事業者の帰還再開等を推進するため、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金に関する要望書について、被災地域の商工業者を代表して要望させていただきます。

要望内容

1. 事業計画の審査について【事業審査の柔軟な措置】

被災地域は依然として商圈が乏しく厳しい経営環境にある中、本補助金の目的であるまち機能の早期回復を図る上では、事業者の帰還や事業・生業の再建による波及効果が重要となります。

第3次公募においては、経営的な合理性を重視した審査により不採択又は一部不採択となったという声が多く聞かれたところですが、避難指示解除区域に帰還する事業者にあっては、経営上の合理性のみならず、原子力被災地域という特殊な環境で事業を再開する困難さと、当該地域での事業再開がまち機能回復のためには第一であることを十分に考慮され柔軟な措置を取られるようお願いいたします。

2. 申請事業者への対応について【審査プロセスにおける丁寧な対応】

補助金の審査における申請事業者への対応について、追加資料を指示する際には事業者への丁寧な対応をお願いするとともに、不採択となった事業者に対しては、事業計画の再検討に必要な説明を行う等、より柔軟かつ前向きな対応を行うようご配慮願います。

3. 補助対象経費等に関する制度説明について【事業者への細やかな情報提供】

申請時に補助対象経費として計上したものの、審査結果で補助対象外とされる事例が数多く見られていることから、補助対象費用について正確に把握できるよう、補助金申請を検討している事業者に対して丁寧な事前説明をいただけますようお願いいたします。

併せて、事業者からの問い合わせに丁寧かつ適切に答えるための体制を整備し、事業者が統一的かつ正確な情報を得やすくできるよう検討願います。

4. 実績報告時の提出資料について【実績確認に係る証憑類の事前提示】

補助金事業完了後に実績確認書を提出する際の必要証憑類について、補助事業者へ明確な例などが事前に示されておらず、実績報告への対応に窮するという事案が多数報告されています。

つきましては、交付決定事業者に対しては、実績報告に必要な証憑類を補助事業実施中に準備するため、予め明確なマニュアルを整備いただけますようお願いいたします。

5. 審査および採択のスピード化について

公募締切りから申請書の補正や不足資料の提出を経て、審査会に至るまで3ヶ月間もの期間を要しており、審査会で承認案件の内、補助額1,000万円超の場合は、内部決裁で更に1ヶ月余りの期間が必要となっています。申請者は1日でも早い補助事業実施を希望しており、被災地の復興加速化には早期の採択が必要不可欠と考えます。

つきましては、申請案件全ての補正終了後の一括審査では、スピード化が図れないため、審査会を段階的に開催するなど、補助事業着手が早まるような柔軟な対応をお願いします。

あとかき

原発事故被災地域への事業者帰還については、商圈確保など見えない将来への不安から、その第一歩を踏み出せないのが実情であります。

福島県商工会連合会といたしましても、不退転の決意・覚悟を持って、ふるさとへの帰還を推進してまいりますので、一日も早いふるさと再生の為、何卒、本要望書についてお願い申し上げます。